管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050030	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	「電子申請時代の代書屋」として、代書を業とする士業制度の効率的な運用を図るため、本要望を提出いたします。 地域経済を活性化させ、活力ある社会とするために、企業の活動をサポートする士業を、適切・効率的に活用することが必要です。 もちろん、これから起業する方にとっても、多様な相談先を確保していく事が、「起業しやすい社会」の実現には必要不可欠です。 そこで、商業・法人登記について、司法書士のみなし、行政書士も申請代理を行えるようにして頂きたい。	現在、士業といわれる資格業は、もともと江戸時代に文字の書けない市民のために、代わりに上申書などを書く「代書」がその起源であると言われています。 そして、現代においてはパソコンとインターネットの普及が進み、これまで「紙」で行われてきた申請が、「電子申請」に形を変えてきています。 ところが、それを担う士業制度は、ここ数十年変化せず、「登記制度は司法書士のみが行える」という制度のまま放置されてきました。 しかし、実際に司法書士自身がどれだけ電子申請に関与しているのかといえば、その割合は低く、また、実際に申請を行っている司法書士事務所でも、パソコンを駆使しているのは事務所の若手の職員であり、高齢の司法書士本人は電子申請について全くタッチしていない、というのが現状です。 これでは、何のために司法書士法が、司法書士以外の登記申請を禁止しているのか、その規制の意義について疑問を持たざるを得ません。 しかし法務省は、司法書士以外の者が登記申請代理を行うことについては問題があるとして、他士業への登記申請業務の開放を頑なに拒否しております。 しかし、登記申請書は、議事録や定款の一部をただ転記するだけのものであり、申請書の記載それ自体には、高度な専門性は求められていません。このことは、法務局窓口にて申請書の雛形が一般人にダウンロードできるようになっていることからも明らかです） したがいまして、行政書士が登記申請を行ったとしても、具体的な問題は生じないと考えられます。 そこで、まずは特区において、行政書士にオンライン登記申請ができるようにしてみることを要望させて頂きます。	C	I	行政書士は、定款や議事録を作成することを業としているが、これらの書類の作成には、法的判断は含まれない。一方、商業・法人の登記の申請は、単に議事録や定款に記載されている記録を登記申請書に転記するだけのものではなく、商業・法人の登記の申請を代理しようとする者には、当該登記申請が、会社法等に照らし、適正な内容となっているかどうかの法的判断を行うことも伴うことから、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する知識が必要であり、高度な専門性が求められる。よって、行政書士が定款や議事録を作成しているという実績をもって、商業・法人登記の申請手続の代理を業として行える能力も備えていることと同視することはできない。行政書士が商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識等を有している専門資格者であると認められない以上、登記の申請の手段がオンライン申請であるか否かにかかわらず、行政書士が当該手続の代理を業務とすることは相当ではない。なお、提案者は、法務局の窓口において、一般個民用に登記申請書の雛形が設置してあることをもって、商業・法人登記は容易なものであり、高度な専門的知識は必要としないという趣旨の提案理由を述べているが、そもそも登記の申請は、本人申請を妨げるものではなく、法務局の窓口等で申請書の雛形を用意しているのは、本人申請を考えている国民に対する行政サービスであって、商業・法人登記の申請が安易であることを意味しているものではない。また、提案者は、オンライン申請の場合に限って商業・法人登記申請の行政書士への開放を求めている、オンライン申請に限定している趣旨が定かでないが、その趣旨が、司法書士のオンライン申請の利用者の割合が少なく、行政書士が参入することで登記申請におけるオンライン利用が促進されるということを意味しているのであれば、平成21年の商業・法人登記のオンライン申請件数が、対前年比で24パーセント増加しており、その原因は、司法書士がほこぞから登記の申請に当たり、オンライン申請を利用をしていることにほかならず、その急激な増加率から考えても、登記申請におけるオンラインの利用促進は図られていると言え、司法書士のオンライン申請の利用者の割合が少ないと言うことはできない。よって、オンライン申請に限定して行政書士に商業・法人登記を開放することも相当ではないものと考える。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	●「法的判断」の点について。 法務省は「登記申請に法的判断が必要」としておりますが、そもそも法的な判断は、議事録や定款を作成する時点で行い、完了しています。 登記申請が「議事録や定款の内容を間違えることはあり得ません。 ●「前年比24%増加」の点について。 24%増加した結果、登記申請全体の何%になっているのでしょうか？ 一定の事務所が集中的に行っているだけ、ということはありませんか？ PC操作は補助者任せで、司法書士本人は申請できない事務所はありませんか？ ●その他 法務省が頑固に司法書士の職域を守るというのであれば、司法書士に定期的な更新試験、PC能力試験を導入すべきではないでしょうか。	C	I	登記申請の代理業務等を行うに当たっては、登記申請書の記載内容や添付書面の内容が会社法や商業登記法等の関係法令や登記先例に合致し、当該登記申請が法的に可能なものであるかどうかを判断する能力が必要とされるのであり、登記申請書の作成は、単に定款や議事録を転記するだけの業務というものではない。したがって、その能力を備えていると認められない者にこれらの業務を行うことを認めることは相当ではない。 また、上記の能力が必要とされるのは、登記申請がオンラインによるか否かにかかわらないものであるから、オンライン利用促進のために、上記の業務を行うことのできる資格者の在り方について、例外的な取扱いを認めることはできず、上記の考え方は、司法書士のオンライン申請の利用状況いかんに左右されるものではない。 なお、司法書士は、登記の申請を代理することを業とすることが可能であると認められる国家資格を有し、日々、登記の申請の代理業務を行っている者であり、このような者に対し、定期的な更新試験の制度を導入し、司法書士としての能力があるかどうかの確認をする必要性はないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	法務省は、司法書士本人が満足にパソコン操作もできず、オンライン申請を補助者に任せているような状態であっても、司法書士の業務独占制度を死守するのでしょうか。 不当に広い独占業務は、(1)国民を登記から遠ざけ、(2)報酬価格が高止まりとなり(3)業者間のモラルの低下（外部からの自由競争に晒されないため）が発生します。 「更新制度やPC能力試験は課さないが、業務独占は維持する」というのは、典型的な既得権益の構造です。 法務省には、司法書士の既得権益を守ることよりも、登記業務の開放による経済効果を考えて頂き、行政書士の登記申請を、特区にて試験実施して頂けるよう、要望いたします。	C	I	登記制度は、直接、国民の権利の得喪や社会経済活動における円滑な取引に深く関わるものであることから、登記申請の代理業務を行う者に要求される能力は、高度な法律的専門知識であって、パソコンの操作能力ではない。従前から述べているように、登記申請は、単なる転記作業ではなく、登記申請の記載内容が、法的に可能なものであるかどうかの判断が必要とされるものである。司法書士は、その資格試験において、登記申請の代理業務を行わせるのに必要な能力を担保しているが、このような能力を備えていると認められない者に対し、登記申請の代理業務を認めることは、国民の権利の保全や社会経済における取引の安全に支障が生じるおそれがあることから、相当ではない。		0040401	個人	滋賀県	法務省